

小値賀町議会第四回定例会

(第二日)

一、出席議員

十四名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十 十 十  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

岩 伊 横 立 黒 坂 中 山 近 吉 中 岩 柳 川  
坪 藤 山 石 崎 井 村 本 藤 元 村 永 山 村  
義 忠 弘 隆 政 範 勝 徳 一 二 守 長 章  
光 之 蔵 教 美 三 徳 蔵 輝 夫 正 義 人 雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
			課	課	課	課	商	課	課	所	管	次
			長	長	長	長	工	長	長	事	理	長
							課	長	長	務	事	
							長	長	長	務	務	
							長	長	長	所	所	
							長	長	長	長	長	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	山	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川	田	田	黒	井	野
信	勝	健	一					浩	憲	泰	英	久
功	義	吾	誠	等	功	清	三	道	三	敏	之	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長  
議会議務書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十四年十二月十八日（水曜日）

午前十時

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（近藤一輝議員・吉元二夫議員）
- 第二 議案第六十二号 平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
- 第三 議案第六十三号 平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第六十四号 平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第六十五号 平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第六十六号 平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第六十七号 平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第六十八号 工事請負契約の変更について（柳クリーンセンター建設工事）
- 第九 発議第十三号 じん肺根絶を求める意見書（案）
- 第十 発議第十四号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 発議第十五号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 発議第十六号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

追 加 議 事 日 程

- 第 十三 議案第七十号 工事請負契約の締結について（浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第 十四 議案第七十一号 工事請負契約の締結について（野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）
- 第 十五 町村自治の確立に関する意見書（案）

午前十時開議

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、九番・近藤一輝議員、十番・吉元二夫議員を指名します。

日程第二、議案第六十二号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第六十二号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百五十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億六千七百八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款・支払基金交付金、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分百十万五千円の増は、医療費の算定につきましては、今年度九月までは老人医療費から一部負担金を除いた約七〇%が交付されることになっておりましたが、十月の医療制度改正に伴い、今年度十月から交付金を五年をかけて五〇%に段階的に引き下げるため、交付額は約六六%が交付されることになっておいて、移送費、高額医療費、コルセット等の現金交付分が当初予算を上回る見込みであるため、これに係る増額となっております。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分三十七万九千円の増。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分九万四千円の増。これらにつきましては、支基金交付金が段階的に引き下げられるのは逆に、今年度十月から国・県・市町村の負担が五年をかけて三〇%から五〇%に段階的に引き上げられるため、老人医療費から一部負担金を除いた、国庫負担金六〇〇分の一三六%、県負担金六〇〇分の三四%が交付されることになっており、それぞれ増額となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料三十五万七千円の増額は、当初予算に十三万七千円計上しておりましたが、医療制度改正に伴うシステム改修に多額の経費を要したための増でございます。

第二款・医療諸費、一項・医療諸費、二目・医療費支給費百六十七万五千円の増は、移送費、コルセット等の現金給付分でございます。四月から十一月の平均実績をもとに三月までの実績を見込んでの増でございます。また、医療制度改正に伴う高額医療費の増を見込んでの増額でございます。

第四款・予備費四十五万四千円を減額し、予備費総額を五十四万九千円といたしております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十二号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十二号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。



日程第三、議案第六十三号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第六十三号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ百九十四万八千円を追加し、予算総額を三億一千三百三十四万四千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第四款・国庫支出金、第二項・国庫補助金、三目・事業費補助金七十二万七千円の増は、国の補助事業であります、介護報酬見直しに係るシステム改修事業分百十五万五千円の二分の一、五十七万七千円、要介護認定関連システム改修事業分七十三万五千円のうち、補助対象分三十万円の補助基本額の二分の一、十五万円が交付されるものでございます。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、二目・その他一般会計繰入金百二十二万一千円の増は、歳出で出てきます、介護報酬見直しに係るシステム改修委託料及び要介護認定関連システム改修委託料と、旅費の増額補正分として事務費へ充当するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百九十四万八千円の増は、九節・旅費五万八千円の増、十三節・委託料百八十九万円の増額は、平成十五年四月からの法改正予定による、介護報酬見直しに係るシステム改修委託料百十五万五千円と、要介護認定関連システム改修委託料七十三万五千円を増額するものであります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十三号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十三号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第四、議案第六十四号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第六十四号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由を説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ百万円を追加し、補正後の総額を一億六千五百八十八万九千円とするものでございますが、歳入では、下水道工事に伴う補償費百万円の計上が、歳出では工事請負費の減額、水道資材の追加計上が主なものでございます。

それでは、歳入より補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、二項、一目・工事収入、一節・受託工事収入で百万円の追加計上は、下水道工事の進捗に伴い、水道管と下水道管が交錯する等で敷設替えが増加したため下水道会計からの補償費の増額補正でございます。この補正によりまして、下水道会計からの受託工事収入の総額は、二千百万円となります。一款、二項、一目・工事収入の補正後の総額を二千七百七十四万円としております。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費では、二節・給料から四節・共済費まで人件費の減額計上でございます。十五節・工事請負費百五十万円の減額計上は、笛吹地区の下水道工事で配水管移設を下水の施工業者による同時施工で請負発注する予定をしておりましたが、材料について業者の手配が不慣れで、注文に時間がかかり、かつ、町の直接購入の方が資材が安く入るといふこと、町としましては、担当者の手間は増えますが、総合的に経費が安くなること等の理由で、十六節・原材料費に振替えております。なお、十四年度の配水管移設工事請負費の総額は、一千五十万円となっております。十六節・原材料費三百万円の計上は、十五節・工事請負費からの振替え分百五十万円と補償工事の対象とならない部分の配管改良工事の水道資材代百五十万の計上でございまして、補正後の原材料費総額は一千六百三十万円とな

っております。

以上、一項・総務管理費で百四十万三千円を追加し、補正後の総額を七千三百二十五万五千円としております。

三款、一項・公債費、二目・利子三万四千円の計上は、十三年度からの繰越に係る償還金を精算した結果、生じた利子の不足額の計上でございます。補正後の公債費の総額は四千百六十一万二千元となります。

四款、一項、一目・予備費を四十三万七千円減額し、予備費総額を百二万二千元とし、補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を一億六千五百八十八万九千円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 工事収入の件ですけれども、下水道の進捗に伴う水道管の移設と説明がありましたけれども、大体何ヶ所ぐらい移設を行ったのか、ご説明をお願いします。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） お答えをいたします。

ご承知のように笛吹地区になりますと、道が狭いということと下水道工事の部分については、ほとんどの場所ですと、水道管と下水道管がぶつかると、そういう状況が出てきております。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） 私がお尋ねしたのは、大体何ヶ所ぐらい工事を移設したのか、水道管をですとね。分からなかったらけっこうですけれども。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 先程申し上げました、ちよつと箇所数については承知をしておりますので、あとで資料を差し上げたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十四号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十四号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六十五号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第六十五号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、単独工事費の減額計上が主なものでございまして、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の歳入歳出予算からそれぞれ三千五万円を減額し、予算総額を五億七千四百三十三万八千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。

六款・諸収入、一項、一目・雑入百五十五万円の計上は、十三年度工事にかかる消費税還付金の確定による追加計上で、補正後の還付金は、一千六百五十五万円となります。

七款、一項、一目・下水道事業債の三千百六十万円の減額計上は、各地区の単独事業費の減額に伴う起債の減額でございまして、補正後の町債総額は三億九百九十万円となっております。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、人件費で二十二万円の減額計上でございまして、第一款、一項・総務管理費の補正後の総額は、二千四百四十九万六千円となっております。

二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費、十一節・需用費四十万円の減額は、工事請負費に振替えるものでございます。十三節・委託料二百五十万円の追加は、柳、浜津両地区の測量試験費の確定によるもの及び工事請負費からの振替措置でございます。十五節・工事請負費の三百五十万円の減額は、柳地区では百万円の追加、浜津地区では四百五十万円の減額となっております。三目・公共下水道事業費、十一節で四十万円を減額、十三節・委託料は補助事業で八百五十万

円の増額、単独分で一千三十万円の減額で差し引き百九十万円の減額を計上しております。十五節・工事請負費は補助事業で八百十万円の減額、単独工事で一千九百五十万円の減額、合わせて二千七百五十万円の大幅減額となっております。特に管渠に係る単独事業が補助事業マンホールとの絡みで、先行して工事が出来ないこともあり、年度内の完成が見込めず、減額せざるを得なかったことが年度途中での大幅減額の原因となっております。補助事業分が完成しないと単独工事に着工しにくいという技術的な問題が前提にありますので、今後、国の補正予算がつけば、年度内に補助分については追加したいと考えております。二十二節・補償補填は水道会計への水道管移設分の補償費百万円の追加計上でございます。

以上、二款、一項・施設整備費の補正後の総額を五億一千六百七十九万七千円としております。

四款、一項、一目・予備費を三十七万円増額、予備費総額を百四十一万五千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を五億七千四百十三万八千円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 次に移ります。

第二款・施設整備費

横山議員

**三番（横山弘蔵）** 三目の十五節、さっきの説明によると年度内の完成が見込めずやむを得ず減額になったと思えますけど

も、笛吹の岩盤は予想以上になんか大きい岩が出て難工事になると思いますけれども、こういう状況が今後続くと、予定の工事期間が見通しとしてどのくらい遅れていくものかご説明をお願いします。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） お答えをいたします。

確かに岩盤が出ております。そういうことである程度は予想していたわけですが、家が近いということでも人力による掘削を予定をしております。やっておるわけですが、岩盤の質とか硬さとかの影響でなかなか工事が進まなくて、特に商店街でございますで大変ご迷惑をかけております。ということで、今我々が検討しておりますのは、薬注という前方で一部使っておりますけれども、薬品を使つて岩盤を破碎する方法がございます。それを今警察署の前の辺で実験しております。これは技術的な問題も伴いまして、地元の業者さんがやっただけでも一回は失敗をしております。今また工事内容について詰めておりますので、この工法は費用がかかるということが欠点なんでもございますけれども、商店街でもありますし、目の前で一週間も二週間も動かないという状態はなくすように、今工法の検討をやっておりますので。今年度は先程言いましたように補助事業の幹線の部分ですね、遅れたということで単独の方に係れない状況になっておりますけれども、この遅れは取り戻すような方向で工法の検討をさせていただきたいと思っております。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） そしたら今の時点では、完成予想というか遅れの期間がどのくらい延びるかというのは、今の時点ではよく分からないということですか。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） そういうことでございまして、役場から下の部分につきましては、来年度で工事は終わるような計画は今のところしておりますが、これも狭いところにいけますと、今の工法が使えない場合も出てくるかもしれません。そういうことで、確たることは申し上げることが出来ないわけですが、全体的に二年も三年も遅れると、そういうことはないというふうに考えております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）



議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十五号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十五号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

議長（川村章雄） 再開します。

—	休憩	午前	十時	三十九分	—
—	再開	午前	十一時	二分	—

日程第六、議案第六十六号、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 議案第六十六号、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

この度の補正予算は、国庫補助金・県費補助金等の歳入面の見直しと、給与条例改正等による人件費の減、また、はまゆう・さいかい両航路運航経費の予算措置を行うもので、既定の予算から歳入・歳出それぞれ百四十二万六千円減額して予算総額をそれぞれ七千二百二十七万四千円といたしております。

事項別明細書から内容をご説明申し上げます。

まず歳入面では、第二款・国庫支出金、第一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金二百二十万二千円の減額ですが、これは、離島航路補助制度が平成七年度において定率方式から標準化方式に改められ、既に七年を経過いたしましたのでその実績を見ると共に、去る十一月二十七日九州運輸局で補助航路の監査を受けましたが、その際に予想される補助対象欠損額と長崎県の最近の情報による今後の補助金の見直しにより、今回の見直しを行い、はまゆう分百六万二千円、さいかい分九十六万円をそれぞれ減額いたしました。

第三款・県支出金、第一項・県補助金、一目・渡船事業費県補助金九十万二千円の減額につきましても、国庫補助金と同様の算定方法により、はまゆう分百十四万六千円の減、さいかい分につきましては二十四万四千円を増額いたしました。

第四款・繰入金、第一項・一般会計繰入金、一目・一般会計繰入金を二百万円減額いたしました。

第五款・繰越金、第一項・繰越金、一目・繰越金で前年度繰越金として三百四十九万八千円を増額し繰越金総額を三百八

十五万八千円といたしました。

次に歳出についてご説明いたします。

第一款・渡船事業費、第一項・渡船管理費、一目・渡船総務費で二十五万二千円の減額であります。これは冒頭申し上げましたとおり、給与条例改正等による人件費の減、十四節・使用料及び賃借料の二万円は、渡船事業事務にパソコン使用を運輸局から承認いただきましたのでリース料を計上、十九節では、今回佐世保・佐賀地区国庫補助航路部会費五万円が不要となったため減額するものであります。二目・はまゆう運航費百四十三万八千円の減は、人件費の減の他、十一節・需用費の修繕料で主機関ボーリングの減が主なものであります。十二節・役務費二十七万三千円の減は、五カ年毎に更新する無線局再免許申請手数料増及び各種保険料の契約済みにより減額するものです。十四節・使用料及び賃借料六万八千円の減は、上架施設使用料を減額。十八節・備品購入費六万八千円の計上は、期限切れの消火器を三個購入するものです。十九節一万二千円は、佐世保旅客船協会、船員災害防止協会それぞれの会費値上げによる計上であります。三目・さいかい運航費二十一万八千円の減の理由につきましても、はまゆう運航費の各節ごとの同様な理由によるもので、説明を省略させていただきました。第二款・営業費、一目・郵便物取扱費、十三節・委託料六万円の減額は、野崎郵便物集配委託料を減額いたしました。

第三款・予備費につきましては、五十四万二千円を増額し、予備費総額を百三十四万八千円といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄）

第三款・県支出金

三番（横山弘蔵）

横山議員

県支出金にしても、それから国庫支出金にしても、補助金が厳しい状況になってくると思いますけども、このように補助金が減額されていた場合に、今後小値賀町との財政の絡みにおいてどのような影響が出てくるか、課長の見通しをご説明をお願いいたします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 将来はこういったことが懸念されるわけですが、野崎に住民が一人しかいないということですのでそのために定期航路が必要なのかという問題であります。ただ、私達とすれば、野崎を守るためにも、そして住民がいるからには生活航路としてこれを途絶えることはできないというふうなことで、頑張っておるわけですから、他の地区におきましても段々と学生がいなくなったりしますと、一航路でそれが出来ないかといったようなことが考えられます。さらに大きく考えますと、みつしま丸をずっと小値賀、上五島まで伸ばすことは出来ないかといったようなことまで国の方では考えております。ただ、私達といたしましては、全航路今の航路を生活航路として守っていくというふうな考えております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

山本議員

八番（山本徳蔵） 先刻の課長の説明で、国は将来第三みつしまを運航させるような方針のように私は解釈しましたけれども、それでまったくその離島の日常生活は一体どうなるかということ考えたときに、町として単独でそれに対応する必要

が絶対あると思うんですが、その点は課長、どう考えますか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 国の方は、現状をまだ把握しないままにそういう航路をなんとか一つに出来ないかというようなことを考えております。ただ実状は、みつしま丸が納島港に入るかといえ、これは入りきれません。ですので、そういった実状を把握した上で本気で取り組むとすればですよ、それは有り得ないことだというふうに思っておりますし、実際の二航路を一航路にすることじたいもですね、スクールボートの役目も果たしているわけですから、これはできないんじゃないかと、もしそうするとすれば、なんとしてもそれを阻止せねばいかんというふうに思っております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） あのですね、課長もご存知だと思いますけれども、第三みつしま丸というのはですね、我々が小さい船でも運航できる天候であつても欠航が多いですね。ご承知のように。これではたして、もちろん国の方針が決定したわけではありませんからとやかく言う筋はありませんけれども、こういう船を、もちろんはまゆうを回航するというのなら話は分かりますけれども、まったく実状を無視した暴挙であると、私はこう考えます。それで、今後特に今説明にありましたように、子供の数が減つて通学する必要がないと、通学者がいらないというようになったときに、当然これは現在の六島、納島がそうですね、今後やっぱりまだ当分は大島においては、通学する子供がおりますから、当面心配は要りませんけど、仮にそうなったときでも、今現在のローテーション、さいかいの場合はですね、はまゆうと比較してあまり恵まれすぎているんじゃないかという、一般の声もあるわけです。そういう点も含めて再度やっぱり再検討、見直しということも必要になってくるんじゃないかと思うんですが、このローテーションのことについてはどう考えますか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

ローテーションのことも以前に考えたことがあるんですが、当分は現在のままの運営方法でやった方がいいというふうに判断をしております。ただ、学生がいなくなった場合には、それをどういうふうにするかは別といたしまして、航路を変更すると合わせて検討が必要になってくる、そういう時が来るというふうに思っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十六号、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十六号、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（大黒泰三） 議案第六十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、職員の給与条例改定による人件費の減額、施設の修繕料、看護師業務負担金及び旅費補助、医療機

器の購入費でございます。

既定の第一条は、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、歳入歳出それぞれ三百万円を追加し、補正後の総額を四億一千七百八十五万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書により補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金を三百万円追加して一項・他会計繰入金の補正後の総額を六千百万円にしております。

歳出の補正では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費は人件費で二百十六万六千円の減額補正でございますが、人事院勧告による給与条例の改定によるものでございます。七節・賃金の五十四万円は看護助手の賃金を計上しておりますが、二月から二名の看護師がお産休暇に入りますので人手不足のため、看護助手の補充でございます。十一節・需用費で修繕料の百万円計上は、空調機器のポンプ等配管等の一部が腐食しておりますので、取替を予定しております。また、厨房施設で食器乾燥機の基盤等の取替え、給湯設備の修理、ガス漏れ警報装置の有効期限切れのための交換を行うものです。十四節・使用料及び賃借料二十五万五千円は、十二月から日曜当番医を上五島病院に応援してもらうわけですが、現在の船便がないため、そのための備船料と専門外来時の備船料でございます。十八節・備品購入費の十万円は、現在ある掃除機が使用不能のための購入です。十九節・負担金、補助及び交付金で百十九万二千元を計上しておりますが、医師招聘負担金に診療応援分の追加がありましたので、その分の計上でございます。また、臨床検査業務負担金についても派遣日程に変更が生じたので追加計上しております。次に看護師業務負担金でございますが、看護師二名が二月から五月までお産休暇に入ります。その間の看護師不足を上五島病院に一名応援してもらうわけですが、一月・三月分の負担金です。また、旅費補助についても只今説明いたしました各業務負担金にかかる旅費補助を予算計上して、一項・施設管理費の補正後の総額を二億百二十四万円いたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費で、十八節・備品購入費二百十五万円の計上は、検査室の全自動電解分析装置が老朽化により装置内部が破損し、交換が必要になりましたので今回予算を計上いたしております。その他に聴力検査機器、これを一台購入する予定でございます。

四款、一項、一目・予備費を七万一千円減額し、予備費総額を二十七万一千円にいたしました。

以上で、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）にかかる補正予算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

横山議員

**三番（横山弘蔵）** 一目の十九節、看護婦の業務旅費補助とか出ておりますけども、二月から五月に看護婦が産前産後休暇で休むということで、小値賀町はいつも看護婦のなんか慢性的不足でいつも困っているような状況をよく耳にするんですけども、今回この応援に来る看護婦はですよ、多分夜勤は免除になると思いますね。ということ、他の看護婦がまたかなりハードな仕事を強いられると思いますけども、この看護婦の今の体制ですね、こういう予算が必要でないようなもつと余裕のある看護体制、看護婦の体制というか、要因を確保する道はないものかどうか、お尋ねいたします。

**議長（川村章雄）** 診療所事務長

**診療所事務長（大黒泰三）** お答えします。

現在、職員である看護婦さんは七名でございます。日勤と半勤で二人臨時を雇っておりますが、よその病院、大きな病院でも定数以外に他に産前産休に入る職員がけっこうおりますので、そういう面では一割か二割ぐらいのパートかれこれを常備配置しておるようございます。うちの場合、七名の職員で夜勤をまわしているわけですけど、今回二名足らなくなつて五名ですけど、五名で夜勤をまわすというような感じになっております。前にも人事のことですけど、総務の方から看護婦さんの募集かれこれしてもらつたようですけど、なかなか看護婦が集まらないというのが現状でございます。

**議長（川村章雄）**

横山議員

**三番（横山弘蔵）** これは町長にちよつと要望でもありますけども、このようにいつも看護婦がかなりきつい状況になるこ



とを時々耳にします。よって、もつと積極的にこういう医療問題は住民の健康管理にかなり影響してきますので、日頃から看護婦の確保にはもつと積極的に関わって、人材の確保に努めてほしいと思います。以上です。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） おっしゃるとおりでございます。今年一名奨学金をあげております人が卒業しますので、その人は来ていただくようにと思っておりますけれども、ご承知のとおりあまり診療所も黒字じゃなくていっぱいいいっぱいの経営ですので、余分な看護婦まで雇っておくということは、ちょっと。待機していただく分についてはいいんですけれども、そういう人がいらつしゃれば、そういう人をお願いしなさいと事務長にも言ってるんですけれども、そういったことでそういう人がおらなくて、上五島病院から来てもらうということですので、奨学金を出してかねがね募集をし、看護婦の用意をしておこうということとしておるわけですので、そういうことも一つ宣伝を一層したいと、こう思います。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

横山 議員

三番（横山弘蔵） 初めて予備費に言及しますけれども、診療所は小値賀の住民の命と健康を守る上では、いつものような不足の事態になるか分からない、予算の面もですね。今回の予算の計上の仕方も、予備費があれば簡単に対応できるようなところもあると思うんですけども、年間の予算にしてはこの予備費が何か少ないように感じるんですけども、もう少しこの予備費は確保していいんじゃないかと思うんですけども、その辺、所長はどう思われますか。

議長（川村章雄） 診療所事務長

診療所事務長（大黒泰三） お答えします。

金がいっぱいあったら予備費にいっぱい持っていきたいんですけど、ぎりぎりの予算でやってるわけです。本来、議員さんの言うのはごもつともと思うんですけど、今、前回の補正でも余った分、余剰金が出た分は繰り戻したわけですね。そう

いうのをそのまんま予備費においてればそういうことが出来ると思うんですけど、今の予算の原則から補正で上げなさい、どうしなさいというのが原則と思うんですけど、うちあたりの現場の形からすれば一千万でも予備費を持つとつたら余裕があるわけですけど、そこら辺を今後検討していきたいと思っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

山本議員

八番（山本徳蔵） 先刻の横山議員の質問に関連して、町長にお伺いしますけれども、奨学金制度の問題ですけれども、現状では町内の子弟を大体対象としてこの奨学金制度が活用されておるようですが、これをもっと広域に例えば他町村でもそういうその希望者がおつたら、簡単にこの奨学金制度に応募できるようにしたら、案外とこの看護婦の不足ということも簡単に解消できるんじゃないかなと、私は普段こう考えておるんですけども。そうすることによって、これは波及効果といいますか、ただ医療問題ばかりでなしにその他の町村の子弟が、それなら利用してみようということでも小値賀に来るといふことになれば、交流人口どころか小値賀に永住可能な状況も生まれてくるんじゃないかと、そういうこともこう考えてみるんですが、そういうことは考えられませんか。

議長（川村章雄） 町長

町長（近藤 功） 今もそれやっていますよ。だから、保健婦さんなんかによその人です。あの人達も奨学金をやってもらってるわけですから、看護婦さんもらっしやればやれると思いますけれども。宣伝が足りないということはあると思いますけれども。宣伝はよそにはしておりません。それをそういうふうで、しかし看護学校などにはそういうのは言うてるんですけどね。そういうことでお一層の宣伝をさせてもらいます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十八号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長(西 浩三) 議案第六十八号についてご説明いたします。

平成十二年度より、柳地区農業集落排水事業を進めてまいりましたが、本件は最終段階の終末処理場柳クリーンセンター建設工事にかかるもので、去る三月二十五日に入札を行い、株式会社上滝が落札し、その後、契約案件の議決を受け、現在の契約額は二億三千万円となっております。

契約後の工事進捗に伴う設計変更、出来高精算、単独工事の別途発注等により、工事費の調整が必要となりましたので、本工事費で百四万八千円、消費税分五万七千四百円、合わせて百二十万五千四百円を現契約額に増額し、二億三千二百二十万五千四百円で随意契約により工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、本案

建設課長

をご提案申し上げます。

次に変更工事の概要をご説明いたしますが、増額の要因としては、建設地が元の水道浄水場であり、土中の埋設コンクリート構造物の撤去費用が増加したこと、軟弱地盤のため、基礎工事でラップルコンクリート量が増加したこと等が主な変更でございまして、金額にして約八百二十万円の増額となっております。また、門柵塀、植栽などの補助対象外工事、金額にして約七百万円を本件から減工、減額し、単独工事として別途発注することで、本件に係る工事費を補助対象分に限定しております。

従いまして本議案の変更契約金額は増減差し引き百二十万五千四百円の増額となっております。

なお、本件にかかる現在の工期は来年三月三十一日までとなっております。工事も順調に進捗しておりますので、本件に係る工期の延長は不要で、予定通り竣工できる見込みでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

**三番（横山弘蔵）** 植栽とそれから門柵の工事について別の工事になるということですが、これをやる場合には新たにまた数社によって入札を行うわけですか。

**議長（川村章雄）** 建設課長

**建設課長（西 浩三）** お答えいたします。

この門柵塀は単独で契約をするわけですが、二百五十万円に消費税、二百六十二万五千円で計画をしておりますが、これは現在の工事をやっております上滝と随意契約で契約をするということになります。その理由としましては、当然落札率等も減額をして計算をしましてやりますので、現在そういう計画にしております。

植栽についても一緒の工事の中に含めてやりますので、その二百五十万の消費税の金額の中に含めております。

**議長（川村章雄）** 横山議員

**三番（横山弘蔵）** よって、植栽もその上滝が最後まで責任を持ってやるということですかね。下請けに出すわけですか。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 上滝に発注をいたしまして、責任は当然、受注元の上滝が最後まで責任を持つということになります。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十八号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十八号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第九、発議第十三号、じん肺根絶を求める意見書案を議題とします。

局長に意見書案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について趣旨説明を求めます。

四番（立石隆教） 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により本案を提出します。

立石議員

本案につきましては、じん肺根絶について、政府に対して要望するものであります。

じん肺は、日本経済の高度成長を支えている金属鉱山、炭鉱、造船などの作業現場で多く発生し、じん肺そのものの治療法もなく、死にいたる悲惨な病です。

そのため、国際労働機関と世界保健機関は、じん肺根絶の目標期日を二〇一五年と定め、国内外にじん肺根絶を呼びかけています。

しかしながら、今日のように発達した医療技術を持つてしても根絶できず、今なお患者が発生しつづけ、患者本人はもとよりその家庭までも苦しめているのが現状であります。

よって、今後ひとりのじん肺患者も発生させない防止策をとるべく、じん肺加害企業、業界に対し適切な指導を行い、同時に早期にじん肺根絶のための法改正を実施すべく国に要望し、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

**議長（川村章雄）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

柳山議員

**十三番（柳山長人）** 私は、じん肺根絶を求める意見書案に賛成する者であります。

じん肺は人類社会において最古にして最大の職業病であり、現在日本において被害者が最も多く発生している職業病であります。

日本の高度成長を支えている現場の、粉じん対策の強化とじん肺患者の救済補償が図られるよう強く要望し、本意見書案

に賛成いたします。

**議長（川村章雄）** これで討論を終わります。

これから、発議第十三号、じん肺根絶を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第十三号、じん肺根絶を求める意見書案は原案のとおり決定しました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

**日程第十、発議第十四号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）** についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、発議第十五号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、発議第十六号、議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

おはかりします。



ただいま町長から議案第七十号、工事請負契約の締結についてと、議案第七十一号、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第七十号を追加日程第十三、議案第七十一号を追加日程第十四として議題にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

よつて、議案第七十号、工事請負契約の締結を追加日程第十三、議案第七十一号、工事請負契約の締結を追加日程第十四として、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十三分	—
—	再開	午前	十一時	五十五分	—

議長(川村章雄) 再開いたします。

おはかりします。

追加日程第十三、議案第七十号及び追加日程第十四、議案第七十一号、工事請負契約の締結についてを一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがつて追加日程第十三、議案第七十号及び追加日程第十四、議案第七十一号、工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

局長に両議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長（川村章雄） 議案第七十号、議案第七十一号の提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 議案第七十号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事について、去る十二月十三日入札を執行いたしました。その結果、株式会社元吉組が落札し、入札書記載金額に消費税を加算した金額八千六百万円で契約を締結いたしました。地方自治法第九十六条第一項第五号並びに小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

本工事の内容につきましては、予め配布しております平面図をご覧下さい。

浜津漁港は、第九次漁港整備長期計画で改修事業として採択され整備中でありましたが、平成十三年度から漁港と漁場が一体化した水産基盤整備事業として再編・統合して実施されているものであります。

本年度工事といたしましては、浜津漁港前目地区のほぼ中央に有する既存のマイナス三m岸壁七〇mを浮体式岸壁に改良するもので、満潮・干潮に係なく、また、高齢化が進む中で安全な接岸施設として利用できるよう、地元漁業者の強い要望に応えるものであり、漁業活動の効率化が図られるものと思っております。

なお、工期は平成十五年三月末を予定しております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

続きまして、議案第七十一号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事について、去る十二月十三日入札を執行いたしました。その結果、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額に消費税を加算した金額九千九百万円で契約を締結いたしました。地方自治法第九十六条第一項第五号並びに小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

本工事の内容につきましては、予め配布しております平面図をご覧下さい。

ご承知のとおり野崎漁港の野首地区にある唯一の漁港施設は、既存の防波堤六〇mであります。この度の漁村コミュニティ基盤整備事業により、防波堤を北方向へ四〇m延長しようとするものであります。

本事業は、直面する漁村の活力の低下等や社会経済情勢の変化に対処していくため、漁港と漁場が一体となった計画制度

が創設されており、その事業の一環として、人と自然が共生し、都市との対流を生み出す漁村環境を創出するため「村づくり維新」として、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進していこうとする事業であります。

本町といたしましては、本事業の趣旨をよく理解し進めていくことは勿論であります。野崎港の定期航路の補助的役割を果たしながら、野崎島自然学塾村及び「ながさき島の自然学校」の自然体験活動等と緊急時の利用、ダム関連施設の維持管理等、大きな成果が期待できるものと考えております。

本年度工事といたしましては、突堤、堤体工二五mに相当する方塊製作を行い、小値賀本島での作業となっております。なお、工期は平成十五年三月末を予定しております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤議員

**九番（近藤一輝）** 突堤のみの案件のようですが、マイナス二mぐらいの印をしている、これは実測の数字でしょうか。ここはおそらくもっと浅いんじゃないかと思うとですよね。突堤をいっぱい出してきたって、ここは遠浅になっているので、マイナスせめて三mぐらいを内側に持ってこんど船はつけられんとですよね。だからそこら辺の考慮はないのか。

**議長（川村章雄）** 水産商工課長

**水産商工課長（神川 清）** お答えいたします。

この範囲では測量はなされてはないと思いますけども、この防波堤の係る分につきましては、現場で測量を行っております。従いまして、元の既存の防波堤の突端あたりまでは、突端の方ですね、根っこはちよつと無理なんです。そこら辺までは係船が可能というふうに思われます。

**議長（川村章雄）** 近藤議員

**九番（近藤一輝）** 浚渫は全然ないわけですか。

**議長（川村章雄）** 水産商工課長

**水産商工課長（神川 清）** 浚渫はございません。突堤のみであります。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第七十号、浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

工事請負契約のとおりに締結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、工事請負契約のとおりに締結することは可決されました。

次に、議案第七十一号、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

工事請負契約のとおりに締結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、工事請負契約のとおりに締結することは可決されました。

三番（横山弘蔵） 議長

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 私は町村自治の確立に関し、動議を提出いたします。

全国の市町村をめぐり、市町村合併問題、地方制度調査会における基礎的自治体の在り方の論議、経済財政諮問会議における三位一体などの検討などがなされています。

特に、去る十一月一日地方制度調査会専門小委員会に提出された「今後の基礎的自治体の在り方について」の「西尾私案」は、町村自治を否定するものであり、到底受け入れられるものではありません。

小規模町村の自治確立のため、「西尾私案」を受け入れられないよう要望し、ここに動議を提出いたします。  
よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） たいま横山議員から、町村自治の確立に関する意見書案についての動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

町村自治の確立に関する意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第十五として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第十五として議題とすることに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

議長（川村章雄） 起立全員です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第十五として議題とすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休	—
再	憩	午
開		後
		零
		時
		七
		分
		—

議長（川村章雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第十五、町村自治の確立に関する意見書案についてを議題とします。

局長に意見書案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

おはかりします。

この意見書案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(川村章雄) 起立多数です。

したがって、町村自治の確立に関する意見書案は可決されました。

おはかりします。

ただいま可決されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・経済財政政策担当大臣・衆議院議長・参議院議長・地方制度調査会会長・地元選出国會議員へそれぞれ送付することにいたします。

以上で、本定例会に付議された案件の議案はすべて終了しました。

これで平成十四年小値賀町議会議会第四回定例会を閉会します。

― 午後

零時

十八分

閉会

―